

# 奈良市公報

第68号

令和4年3月16日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長

## 目次

### 規 則

月 日	番号	件 名	主 管
2 16	4	奈良市公報号外第16号に掲載	保健給食課

### 告 示

月 日	番号	件 名	主 管
2 17	93	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
2 17	94	住民票の職権消除	市民課
2 18	95	放置自転車等の保管	環境政策課
2 18	96	農用地利用集積計画の決定	農政課
2 21	97	放置自転車等の保管	環境政策課
2 21	98	障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定	障がい福祉課
2 22	99	令和3年奈良市告示第233号（新型コロナウイルス感染症 予防接種の実施）の一部改正	新型コロナウイルス ワクチン接種推進課
2 24	100	奈良市議会定例会の招集	総合政策課
2 24	101	放置自転車等の保管	環境政策課
2 24	102	障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定	障がい福祉課
2 24	103	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
2 24	104	令和4年度の土地価格等縦覧帳簿等の縦覧期間等	資産税課
2 25	105	身体障害者福祉法に規定する医師の指定	障がい福祉課
2 28	106	差押調書の公示送達	滞納整理課

### 監 査

月 日	番号	件 名
2 28	1	監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知

告 示

奈良市告示第93号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和4年2月17日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和2年12月18日 奈良市指令整開 第20A-25号

令和4年1月14日 奈良市指令整開 第20A-25-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和4年2月17日 第1799号

公共施設 令和4年2月17日 第892号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市三碓六丁目1140番1、1141番1、1142番1、1142番3、1212番、1215番1、1216番2及び1218番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市南京終町13番地の4

社会福祉法人 楽慈会 理事長 森山 朋子

5 公共施設の種類、位置及び区域

調整池：奈良市三碓六丁目1141番1の一部、1142番1の一部及び1142番3の一部

(令和4年2月17日掲示済)

奈良市告示第94号

下に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で削除したが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示する。

なお、この処分不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に奈良市長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができる。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできない。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

令和4年2月17日

奈良市長 仲川元庸

記

事件本人 省略

(令和4年2月17日掲示済)

奈良市告示第95号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年2月18日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 移動年月日  
令和4年2月18日
- 3 移動対象区域  
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）
- 5 引取期間  
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間  
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
  - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。
  - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。
    - ア 移動費 自転車 2,000円  
原動機付自転車 4,000円
    - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先  
奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和4年2月18日揭示済）

### 奈良市告示第96号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和4年2月18日

奈良市長 仲川元庸  
（令和4年2月18日揭示済）

### 奈良市告示第97号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年2月21日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
令和4年2月21日
- 3 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）
- 5 引取期間  
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間  
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
  - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

- ア 移動費 自転車 2,000円  
原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円 (ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和4年2月21日掲示済)

**奈良市告示第98号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示する。

令和4年2月21日

奈良市長 仲川元庸

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
令和3年 6月1日	サン薬局 あやめ池店	奈良市あやめ池南二丁目2-9 賀川ビル1階	株式会社関西メディコ 代表取締役 安井 将美

(令和4年2月21日掲示済)

**奈良市告示第99号**

令和3年奈良市告示第233号(新型コロナウイルス感染症予防接種の実施)の一部を次のように改正し、令和4年2月21日から適用する。

令和4年2月22日

奈良市長 仲川元庸

1 予防接種の種類、ワクチンの種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所の表を次のように改める。

予防接種の種類	ワクチンの種類	予防接種の対象者の範囲		予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
新型コロナウイルス感染症	コヒナティ筋注(予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号)附則第7条第1項第1号に規定する方法)	初回接種(予防接種実施規則附則第7条第1項の初回接種をいう。以下同じ。)	12歳以上の者	令和3年4月12日から令和4年9月30日まで	厚生労働省ホームページ「コロナワクチンナビ」に掲載されている本市内の接種会場
		追加接種(予防接種実施規則附則第8条第1項の追加接種をいう。以下同じ。)	18歳以上の者		
	コヒナティ筋注 5~11歳用(予防接種実施規則附則第7条第1項第4号に規定する方法)	初回接種	5歳以上11歳以下の者	令和4年2月21日から同年9月30日まで	
	スパイクバックス筋注(旧販売名:COVID-19ワクチンモデルナ筋注)(予防接種実施規則附則第7条第1項第2号に規定する方法)	初回接種	12歳以上の者	令和3年6月14日から令和4年9月30日まで	
追加接種		18歳以上の者			

(令和4年2月22日掲示済)

**奈良市告示第100号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項及び第7項の規定により、令和4年3月3日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集する。

令和4年2月24日

奈良市長 仲川元庸  
(令和4年2月24日揭示済)

**奈良市告示第101号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年2月24日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
令和4年2月24日
- 3 移動対象区域  
近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）
- 5 引取期間  
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間  
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項  
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。  
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。  
ア 移動費 自転車 2,000円  
          原動機付自転車 4,000円  
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先  
奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和4年2月24日揭示済)

**奈良市告示第102号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示する。

令和4年2月24日

奈良市長 仲川元庸

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
令和3年 5月1日	クルミ薬局	奈良市学園北一丁目11-4 エル・アベニュー学園前1 階102号	株式会社万正治 代表取締役 湯澤 正

(令和4年2月24日揭示済)

**奈良市告示第103号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和4年2月24日

奈良市長 仲川 元庸

- 許可の年月日及び番号  
令和3年7月26日 奈良市指令整開 第21A-8号
- 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 令和4年2月24日 第1800号  
公共施設 令和4年2月24日 第893号
- 開発区域に含まれる地域  
奈良市押熊町647番15及び648番の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市西大寺東町二丁目1番63号  
三和住宅株式会社 代表取締役 小林 正樹
- 公共施設の種類、位置及び区域  
道路：奈良市押熊町647番15の一部及び648番の一部  
下水道：奈良市押熊町647番15の一部及び648番の一部

(令和4年2月24日揭示済)

#### 奈良市告示第104号

令和4年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について、縦覧の場所及び縦覧の期間等を、地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第85条第2項の規定により公示する。

令和4年2月24日

奈良市長 仲川 元庸

- 縦覧の場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 総務部 資産税課
- 縦覧の期間  
令和4年4月1日から令和4年5月2日まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- 縦覧の時間  
午前9時から午後5時まで

(令和4年2月24日揭示済)

#### 奈良市告示第105号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示する。

令和4年2月25日

奈良市長 仲川 元庸

指定年月日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目（障害名）
令和4年 2月1日	三谷 紀之	医療法人三谷医院	奈良市神殿町171-4	内科（肢体不自由）

(令和4年2月25日揭示済)

#### 奈良市告示第106号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば

いつでも交付する。

令和4年2月28日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 送達をすべき文書  
差押調書 (謄本)
- 2 送達を受けるべき者  
省略

(令和4年2月28日掲示済)

**監 査**

**奈良市監査委員告示第1号**

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和4年2月28日

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
 同 中 本 勝  
 同 塚 本 勝  
 同 森 岡 弘 之

いじめ防止生徒指導課

監査結果公表日 令和3年12月28日 (奈良市監査委員告示第17号)

措置結果通知日 令和4年2月1日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>奈良市いじめ防止連絡協議会の報酬及び費用弁償について、課長専決で支給額を決定していた。</p> <p>報酬及び費用弁償については、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第203条の2第5項の規定により、本来条例で定めることになっているが、当該協議会については、奈良市報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和27年奈良市条例第30号) 第5条に基づくこととしている。</p> <p>同条例第5条の規定に基づくのであれば、決裁区分は課長専決ではなく市長決裁になるため、適正に事務処理を行われない。</p>	<p>奈良市いじめ防止連絡協議会の委員に対する報酬及び費用弁償の決定にあたって適正な手続がとられていない旨の指摘を受け、奈良市報酬及び費用弁償に関する条例第5条により、委員報酬を日額10,000円にするとともに、費用弁償額を職員等の旅費に関する条例別表第3項に掲げる職員の受けるべき旅費相当額とする旨、令和4年1月18日付けで市長決裁を受けました。</p>

地域教育課

監査結果公表日 令和元年12月27日 (奈良市監査委員告示第11号)

措置結果通知日 令和4年2月21日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>(4) バンビーホームで使用する物品の購入について、支払が完了していたにもかかわらず、誤って再度支払手続が行われている事例が見受けられた。</p> <p>バンビーホームで使用する物品の支払手続は、所管課である地域教育課が行っているが、発注及び受領については、所管課以外にバンビーホームで行う場合もあることから、バンビーホームと所管課は請求書等の支払関係書類の受渡しを管理簿によって確認している。しかし、管理簿には受渡書類や支払状況が確認できる記載欄がなかった。</p>	<p>(4) 監査の指摘を受けて、バンビーホームにおける物品購入に係る支払については、バンビーホームが作成する管理簿、地域教育課が作成する支出命令書及び同課で別途作成している各バンビーホームの物品購入配当残高表に記載の金額を、必ず複数の職員で突合して確認することで、支払の誤りが生じないように改めました。</p>

二重払いが起きた主な要因は、管理簿の内容が不十分であり、情報共有が十分に図られなかったことであると考えられる。

所管課は、バンビーホームと密に連携を取り、物品の発注及び受領の状況を把握した上で、支払関係書類の受渡しについて管理を徹底し、適正に事務を執行されたい。

(令和4年2月28日揭示済)